

目 次

- 長野県市町村職員共済組合資金一時金貸付規則の一部を改正する規則について ..... 1
- 長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則について ... 2

公告第 1 3 号

長野県市町村職員共済組合資金一時金貸付規則の一部を改正する規則について  
長野県市町村職員共済組合資金一時金貸付規則の一部を次のとおり改正したので公告する。

平成 1 8 年 5 月 1 8 日

長野県市町村職員共済組合

理 事 長 伊 藤 喜 平

長野県市町村職員共済組合資金一時貸付規則の一部を改正する規則  
長野県市町村職員共済組合資金一時貸付規則の一部を次のように改正する。  
第 4 条中「年 4. 5 パーセント」を「年 3. 2 パーセント」に改める。  
附則第 2 項を次のように改める。

- 2 財政融資資金法（昭和 2 6 年法律第 1 0 0 号）第 7 条第 3 項の規定により財務大臣が定める利率（預託期間が 1 0 年の預託金に係るものに限る。）が年 3. 2 パーセントを下回っている間においては、第 4 条中「年 3. 2 パーセント」とあるのは、「財政融資資金法（昭和 2 6 年法律第 1 0 0 号）第 7 条第 3 項の規定により財務大臣が定める利率（預託期間が 1 0 年の預託金に係るものに限る。）」として、同条の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公告の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規則による改正後の長野県市町村職員共済組合資金一時貸付規則（以下「改正後の規則」という。）第 4 条及び附則第 2 項の規定は、平成 18 年 4 月以降に行う貸付けに適用し、同日前に貸付けについては、なお従前の例による。
- 3 平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度における改正後の規則第 4 条及び附則第 2 項の規定の適用については、これらの規定中「年 3. 2 パーセント」とあるのは、「年 3. 2 パーセント（平成 18 年度にあつては年 2. 3 パーセント、平成 19 年度にあつては年 2. 6 パーセント、平成 20 年度にあつては年 3 パーセント）」とする。

## 公告第 14 号

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則について

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を次のとおり改正することについては、地方公務員等共済組合法第 10 条第 2 項の規定に基づき、平成 18 年 5 月 12 日付けで理事長において専決処分したので公告する。

平成 18 年 5 月 18 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 伊藤喜平

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

長野県市町村職員共済組合貸付規則（昭和 46 年制定）の一部を次のように改正する。

第 9 条を次のように改める。

（一部負担金）

第 9 条 借受人は、貸付債権の保全に要する費用の一部（以下「一部負担金」という。）を納付しなければならない。ただし、高額医療貸付及び出産貸付並びに第 13 条の規定により抵当権を設定する貸付けを除くものとする。

- 2 前項に規定する一部負担金に係る負担率及び算出方法は、理事長が別に定める。

3 第 14 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項、第 6 項、第 8 項、第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 16 条の規定は、第 1 項の一部負担金について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

左 欄	中 欄	右 欄	
第 14 条	第 1 項	別表第 2 で定める償還表により毎月元利均等により償還	第 9 条第 2 項で定める負担金率及び算出方法により毎月一部負担金を納付
		利息	一部負担金
	第 2 項	未償還元利金	未納付の一部負担金
		償還	納付
	第 3 項	利息	一部負担金
	第 5 項	償還	一部負担金の納付
		償還金の償還方法	一部負担金の納付方法
	第 6 項	、第 4 項又は前項	又は前項
償還		納付	
未償還元利金		未納付の一部負担金	
第 8 項	元利均等により償還	一部負担金を納付	
第 15 条	第 1 条	、第 4 項又は第 8 項	又は第 8 項
		利息	一部負担金
	第 2 項	償還	納付
		償還金	一部負担金
第 16 条	第 1 項	未償還元利金の即時償還	未納付の一部負担金の納付
	第 2 項	貸付元利金の償還	一部負担金の納付

第 13 条を次のように改める。

(抵当権の設定)

第 13 条 住宅貸付又は災害貸付（家財及び盗難等による損害に係る貸付けを除く。）の借受人は、貸付金の対象となつた不動産の購入又は工事が完了したときは、当該不動産について、理事長が別に定めるところにより抵当権を設定するものとする。

2 前項の規定による手続きに要する費用は、借受人の負担とする。

第 16 条第 2 項中「控除するものとする。」を「控除し、なお不足する場合には、抵当権を実行して弁済を求めるものとする。」に改める。

第 18 条を次のように改める。

(抵当権の解除)

第 18 条 貸付金の償還が完了したときは、理事長及び借受人であつた者は、速やか

に抵当権の登記の抹消の手続きをとるものとする。

2 前項の規定による手続きに要する費用は、借受人であった者の負担とする。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 8 条関係) 省略

様式第 1 号の 2 を次のように改める。

様式第 1 号の 2 (第 8 条関係) 省略

様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号 (第 11 条関係) 省略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の長野県市町村職員共済組合貸付規則は、この規則の施行の日以後に申込みがあった貸付けから適用し、同日前に申込みがあった貸付けについては、なお従前の例による。